

議案第4号

東村山市行政手続条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成27年2月26日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市行政手続条例の一部を改正する条例

東村山市行政手続条例（平成7年東村山市条例第20号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）の公布に伴い、本案を提出するものであります。

東村山市行政手続条例の一部を改正する条例

東村山市行政手続条例（平成7年東村山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

「第4章 行政指導（第30条—第34条）	「第4章 行政指導
目次中 第5章 届出（第35条・第36条）	を
第6章 補則（第37条）	」
	第5章 処分等の
	第6章 届出（第
	第7章 補則（第

（第30条—第35条）
求め（第36条）
37条・第38条）
39条）

に改める。
」

第3条第6号中「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第8号中「付属機関」を「附属機関」に改め、「第32条及び第34条において」を削る。

第4条各号列記以外の部分中「第4章」を「第5章」に改め、同条第10号中「、異議申立て」を削る。

第13条第1項各号列記以外の部分及び第1号イ、第14条第1項及び第2項第1号、第15条第1項各号列記以外の部分及び第3項、第22条第3項並びに第28条各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第37条中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条を第39条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第36条を第38条とし、第35条を第37条とし、同章を第6章とする。

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

- 3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

第36条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市長等又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

- 3 当該市長等又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第6号及び第4条第10号の改正規定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

(東村山市有料自転車等駐輪場条例の一部改正)

- 2 東村山市有料自転車等駐輪場条例（平成20年東村山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

(東村山市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正)

- 3 東村山市自転車等の放置防止に関する条例（平成2年東村山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「(同条例)」を「(行政手続条例)」に、「同条例第33条第2項」を「行政手続条例第33条第3項」に改める。

東村山市行政手続条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

目次

- 第1章～第3章 (略)
第4章 行政指導(第30条—第35条)
第5章 処分等の求め(第36条)
第6章 届出(第37条・第38条)
第7章 補則(第39条)

附則

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)～(5) (略)
(6) 処分 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第1条第2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」をいう。
(7) 不利益処分 許認可等をした後において、これに違反する行為などがあつた場合に、市長等が特定の者を名宛人として、直接に、その者に義務を課し、又は処分の取消しなどその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当する処分を除く。
ア (略)
イ 条例等に基づき、名宛人となるべき者の同意のもとにすることとされている処分
ウ (略)
(8) 行政指導 市の機関(法律に基づき設置される行政機関であつて、市の執行機関、補助機関、附属機関若しくは福祉事務所又は法令により独立して権限の行使をすることを認められた市長等の職員をいう。以下同

旧 条 例

目次

- 第1章～第3章 (略)
第4章 行政指導(第30条—第34条)

第5章 届出(第35条・第36条)
第6章 補則(第37条)

附則

(定義)

第3条 (同左)

- (1)～(5) (略)
(6) 処分 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第1条第2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」をいう。
(7) 不利益処分 許認可等をした後において、これに違反する行為などがあつた場合に、市長等が特定の者を名あて人として、直接に、その者に義務を課し、又は処分の取消しなどその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当する処分を除く。
ア (略)
イ 条例等に基づき、名あて人となるべき者の同意のもとにすることとされている処分
ウ (略)
(8) 行政指導 市の機関(法律に基づき設置される行政機関であつて、市の執行機関、補助機関、付属機関若しくは福祉事務所又は法令により独立して権限の行使をすることを認められた市長等の職員をいう。以下第

新 条 例

目次

- 第1章～第3章 (略)
第4章 行政指導 (第30条—第35条)
第5章 処分等の求め (第36条)
第6章 届出 (第37条・第38条)
第7章 補則 (第39条)

附則

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)～(5) (略)
(6) 処分 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第1条第2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」をいう。
(7) 不利益処分 許認可等をした後において、これに違反する行為などがあつた場合に、市長等が特定の者を名宛人として、直接に、その者に義務を課し、又は処分の取消しなどその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当する処分を除く。
ア (略)
イ 条例等に基づき、名宛人となるべき者の同意のもとにすることとされている処分
ウ (略)
(8) 行政指導 市の機関(法律に基づき設置される行政機関であつて、市の執行機関、補助機関、附属機関若しくは福祉事務所又は法令により独立して権限の行使をすることを認められた市長等の職員をいう。以下同

旧 条 例

目次

- 第1章～第3章 (略)
第4章 行政指導 (第30条—第34条)

第5章 届出 (第35条・第36条)
第6章 補則 (第37条)

附則

(定義)

第3条 (同左)

- (1)～(5) (略)
(6) 処分 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第1条第2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」をいう。
(7) 不利益処分 許認可等をした後において、これに違反する行為などがあつた場合に、市長等が特定の者を名あて人として、直接に、その者に義務を課し、又は処分の取消しなどその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当する処分を除く。
ア (略)
イ 条例等に基づき、名あて人となるべき者の同意のもとにすることとされている処分
ウ (略)
(8) 行政指導 市の機関(法律に基づき設置される行政機関であつて、市の執行機関、補助機関、付属機関若しくは福祉事務所又は法令により独立して権限の行使をすることを認められた市長等の職員をいう。以下第

新 条 例

じ。)がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため、特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって、処分に該当しないものをいう。

(9) (略)

(適用除外)

第4条 次の各号に定める処分及び行政指導の手続については、次章から第5章までの規定は、適用しない。

(1)～(9) (略)

(10) 審査請求その他の不服申立てに対する市長等の裁決、決定その他の処分

(11) (略)

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 市長等は、条例等の規定に基づき不利益処分をしようとする場合は、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者に対して当該各号に定める意見陳述のための手続をとらなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア (略)

イ アに規定するものの他、名宛人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ～オ (略)

(2) (略)

旧 条 例

32条及び第34条において同じ。)がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため、特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって、処分に該当しないものをいう。

(9) (略)

(適用除外)

第4条 次の各号に定める処分及び行政指導の手続については、次章から第4章までの規定は、適用しない。

(1)～(9) (略)

(10) 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する市長等の裁決、決定その他の処分

(11) (略)

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 市長等は、条例等の規定に基づき不利益処分をしようとする場合は、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者に対して当該各号に定める意見陳述のための手続をとらなければならない。

(1) (同左)

ア (略)

イ アに規定するものの他、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ～オ (略)

(2) (略)

新 条 例

2 (略)

(不利益処分理由の提示)

第14条 市長等は、条例等に基づき不利益処分をする場合は、その名宛人に対して当該処分内容及び理由を書面により提示しなければならない。ただし、差し迫って処分を行う必要がある場合は、当該理由を示さないで処分をすることができる。

2 市長等は、前項ただし書の場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、処分後相当の期間内に同項の理由を書面により提示しなければならない。

- (1) 当該名宛人の所在が判明しなくなったとき。
- (2) (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行う期日までに相当の期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対して次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1)～(4) (略)

2 (略)

3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知に代えて、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市役所前の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

旧 条 例

2 (略)

(不利益処分理由の提示)

第14条 市長等は、条例等に基づき不利益処分をする場合は、その名あて人に対して当該処分内容及び理由を書面により提示しなければならない。ただし、差し迫って処分を行う必要がある場合は、当該理由を示さないで処分をすることができる。

2 (同左)

- (1) 当該名あて人の所在が判明しなくなったとき。
- (2) (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行う期日までに相当の期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対して次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1)～(4) (略)

2 (略)

3 市長等は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知に代えて、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市役所前の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

新 条 例

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 市長等は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当の期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対して次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(行政指導の方式)

第33条 (略)

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

旧 条 例

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 市長等は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当の期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対して次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(行政指導の方式)

第33条 (略)

新 条 例

3 行政指導に携わる者は、口頭で行政指導を行った場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、次の各号に定める行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

(1)・(2) (略)

4 (略)

(行政指導の中止等の求め)

第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認め

旧 条 例

2 行政指導に携わる者は、口頭で行政指導を行った場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、次の各号に定める行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

新 条 例

第7章 補則

(処分等に準じる扱い)

第39条 市長等は、条例等その他の定めに基づき補助金、助成金、及び貸付金の交付、金品等の給付、サービスの提供等を求める行為に対する諾否の決定及び特定の者を名宛人として、直接これに義務を課し、又はその権利を制限する決定及び条例等に基づく入所措置の決定及びこれらに係る行政指導並びに届出に関する手続については、第3条に規定する処分等とみなして、この条例の規定を適用する。

附則第2項 (東村山市有料自転車等駐輪場条例の一部改正)

(東村山市行政手続条例の適用除外)

第34条 (略)

2 行政手続条例第2条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(行政手続条例第3条第8号に規定する行政指導をいう。)については、行政手続条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

附則第3項 (東村山市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正)

(東村山市行政手続条例の適用除外)

第18条 (略)

2 行政手続条例第2条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指

旧 条 例

第6章 補則

(処分等に準じる扱い)

第37条 市長等は、条例等その他の定めに基づき補助金、助成金、及び貸付金の交付、金品等の給付、サービスの提供等を求める行為に対する諾否の決定及び特定の者を名あて人として、直接これに義務を課し、又はその権利を制限する決定及び条例等に基づく入所措置の決定及びこれらに係る行政指導並びに届出に関する手続については、第3条に規定する処分等とみなして、この条例の規定を適用する。

附則第2項 (東村山市有料自転車等駐輪場条例の一部改正)

(東村山市行政手続条例の適用除外)

第34条 (略)

2 行政手続条例第2条、第4条又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(行政手続条例第3条第8号に規定する行政指導をいう。)については、行政手続条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。

附則第3項 (東村山市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正)

(東村山市行政手続条例の適用除外)

第18条 (略)

2 行政手続条例第2条、第4条又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指

新 条 例

導（行政手続条例第3条第8号に規定する行政指導をいう。）については、行政手続条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第6号及び第4条第10号の改正規定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

（東村山市有料自転車等駐輪場条例の一部改正）

- 2 東村山市有料自転車等駐輪場条例（平成20年東村山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

（東村山市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正）

- 3 東村山市自転車等の放置防止に関する条例（平成2年東村山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「（同条例）を」（行政手続条例）に、「同条例第33条第2項」を「行政手続条例第33条第3項」に改める。

旧 条 例

導（同条例第3条第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。